



■子宮頸がんワクチンの予防措置実施の推進を求める意見書について（2010年_第3回定例会（第6日目）2010.09.27）

◎【10番陣内泰子議員】 ただいま提案説明がありました議員提出議案第20号、子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書について、補足の討論を行います。

提案説明並びに意見書について、十分言及されていない問題として、接種対象者の自己決定権と知る権利としての性教育の充実があります。既に御存じのように、子宮頸がんは性感染症で、性行為によって子宮頸部に運ばれたヒトパピローマウイルス、HPVが消失しないで長期化したことによって起こる病気であるという事はわかっています。このHPVはごくありふれたウイルスで、性行為によってだれもが感染する可能性があり、女性の4分の3が一生のうち1度は感染すると言われていています。しかし、感染した多くの人が発症する、はしかやおたふく風邪などとは違い、感染者の90%は自己免疫で自然陰性となって排除され、また、約10%の人が継続感染、そして、さらにそのうちの5%が前がん状態になるということがわかっています。そして、ここに至るまで、多くは5年から10年という時間を要するわけです。

こういったHPVの侵入並びに進行経過を考えるならば、進行を防ぐ以上に、何よりもHPV感染段階での早期発見としての検診が有効であることは言うまでもありません。このことを踏まえ、意見書に明記されている子宮頸がん予防ワクチンの接種として、予防効果の高い特定年齢層への公費負担による接種促進について補足をいたします。

特定年齢層というのは、性体験を持っていないであろう小学生高学年から中学生を想定しています。この年齢になれば、十分自分の体に関する事柄なので、年齢や発達段階に応じた適切な説明をすることによって、子ども自身が自分の意見を表明する力があることは言うまでもありません。日本も批准をしている子どもの権利条約第17条では、子どもに対して、自己の社会的、精神的及び道徳的福祉並びに心身の健康促進を目的とした情報及び資料にアクセスする権利を保障しています。

子どもは接種に同意するか否かの前に、きちんとした説明を受ける権利を有しているわけです。子宮頸がん予防にとどまらず、その他の性感染症や望まない妊娠を防ぐためにも、きちんとした性教育の徹底は不可欠です。充実を強く求めると同時に、自己決定権を保障するためにも、学校における集団接種は行うべきではありません。リプロダクティブヘルス・ライツの観点から言っても、だれもが自由に自分の性と生殖に関する健康と権利を有しているのです。

次に、特定年齢層以外へのワクチン接種補助についてです。さきにも説明しましたように、HPVは男性パートナーによってもたらされ、多くの女性が持っていると言われていています。そして、このワクチンは既に感染しているHPVを陰性にするものではありません。

HPVの侵入をブロックするためのものですから、まず自身がHPVに感染しているかどうかをチェックする 必要があります。そのためには、今行われている子宮頸がん検診、これは細胞診なのですが、それとあわせてHPV検査を行うことが有効です。この2つの検査 で子宮頸がんの早期発見、早期治療が可能となります。

特に現在問題になっている 20 代、30 代の子宮頸がんの発症増加に関しては、ワクチン接種 に先立ち、まずこの検診率を上げ、HPV検査との併用で前がん状態での捕捉でがん進行を食い止めることが何よりも重要な課題と言えます。また、ワクチンの 推進に当たっては、このワクチンががん発生要因と特定された 15 種類のHPVのうち2種類しか効果がないこと、既に感染をしているHPVを取り除く効果は ないこと、持続効果については六、七年というもので、海外でも 2006 年に臨床試験が始まったということでその実績評価は十分とは言えず、国の審議会においても有効性や副作用被害のあり方について疑問とする発言もあることを申し添えておきます。

昨年、日本においても子宮頸がん予防ワクチンが承認、発売開始されたこともあって、ここに来てワクチンへの期待が高まっています。私自身、ワクチン接種に反対するものではありませんが、子宮頸がん予防の 万能薬ではないということを改めて認識をする必要があります。意見書にも書かれているように、子宮頸がん及び子宮頸がん予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備とあわせ、現在 23%程度という大変低い検診率をHPV検査の追加とともに諸外国並みの 70%以上へと上げることに力を注ぐことが必要であるということ を強調し、賛成討論といたします。